

子育てのための 『お父さん・ お母さん休暇』

「お父さん・お母さん休暇」の誕生

三次市が、有給の子育て特別休暇「お父さん・お母さん休暇」に取り組むきっかけになったのは、市長の職場ミーティングでの女性職員からの提案でした。

男性職員が、家事を含めて一定期間、子どもとかかわれば、職場の子育ての意識が変わる。市役所全体で支えることで、男性職員も安心して子育てに取り組めるはず。

民間企業でも同様の動きが広まるきっかけになればと特別休暇「お父さん・お母さん休暇」が創設されました。



日本一月が美しく見られる「奥田元宋・小由女美術館」

子育て「日本一をめざす街「みよし」

新生三次市は、平成16年4月1日に8市町村の合併により「夢と元気があふれるまち」をキャッチフレーズに誕生。面積は、778km²、人口約6万人で、中国地方のど真ん中で広島県

東北部に位置し、ワイナリーあり、温泉あり、日本一月が美しく見られる美術館ありの山川豊かな田園都市です。

「子育て支援」については、三次市全体の重要施策として取り組んでおり、すでに事業に着手しています。

特定事業主でもある三次市役所は、率先してこの「子育て支援」に



政森 進
三次市総務企画部長

ついて取り組む必要があります。また、他の事業所の「牽引役」となることも求められています。

そのためには、職場環境を整え、家庭や地域と関わる生活時間を保障することで、仕事と子育ての両立が困難な状況を改善しなければなりません。そして、この取り組みを三次市の特定事業主のアンテナとして、地域に波及していくことも必要です。

この目的達成のため、三次市特定事業主行動計画「すくすく子育て支援計画」を平成18年3月に策定しました。計画期間は、平成18年4月1日から平成27年3月31日までの10年間とし、おおむね3年ごとに見直しを行うこととしました。

その主な取組みとして、休暇取得を義務付けることで、男性も女性も子育てのために休むことが当たり前の職場風土をつくることをめざして、子育て特別休暇「お父さん・お母さん休暇」を新設しました。



子育て特別休暇取得第1号
市長公室秘書公報担当 中村大明さん

特集 少子化時代の地域づくり

子育て特別休暇の概要 【義務と有給】

計画策定にあたっては、平均年齢30歳の若手職員でワーキングチームを設置し、計画素案の作成に向け、全職員を対象にアンケート調査を実施したところ、男性が育児休業制度を取得しにくい理由の第

特別休暇は、生後1ヶ月目から2ヶ月間取得「休暇を取得したことで、一人で家事・育児をすることがどんなに大変か、身をもって実感。仕事から離れ育児に専念できたこと、特に夫婦二人で協力して育児ができたことは、本当に貴重な体験となった。これからは仕事をしながらの育児となり、また妻も日中一人での家事・育児でお互い大変だろうけど、休暇中の経験を活かし、妻をしっかりサポートして育児に励んでいきたい。」【大パパの子育て日記】から



1位が「男性だから」33・8%でした。この調査結果を受けて、子育てには男女共同参画が不可欠であり、特に男性職員の育児参加をすぐにも進めるためには、強制的に休ませるしかないという結論に至りました。

こうして、平成18年4月1日から、全職員に2ヶ月の子育てのための特別休暇を創設しました。その内容は、1歳6ヶ月未満の子どもがいる職員に、子育てに専念するための休暇として、一人の子どもにつき、1ヶ月単位で最長2ヶ月の有給休暇を義務付けています。

女性職員は、8週間の産前産後休暇以降に、男性職員の場合には、配偶者の出産後に取得。夫婦とも職員の場合には、二人で合計2ヶ月となります。

この休暇創設にかかる代替職員を雇用するための費用として、年間520万円の人件費が必要となりますが、特別職の期末手当や管理職手当をカットして捻出しました。

制度ができて以降、平成19年9月末までの間で、子育て特別休暇を取得した職員は、パパが10人、ママが19人で、今後取得予定は8人です。

全国的にも大きな反響のなかで、市民にも周知され、職場環境も着実に定着しつつあります。また、平成19年10月からは、有給の子育て休暇制度を実施した市内企業に対して、従業員の休暇中に支払われた賃金の2分の1を助成する制度もスタートさせました。

この他、様々な子育て支援事業の推進により、出生率も平成18年度で1・70となり、対前年比で14%アップしてきています。

子育て日本一を目指すまちとして、民間事業者や他の自治体の先駆けとして今後も積極的な子育て支援を行い、子育てに優しい職場づくりに努めたいと考えています。



三次市位置図